

令和6年12月1日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

簡易課税制度や2割特例を適用する事業者の税抜経理処理について改正

消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理としては、税抜経理方式と税込経理方式とがあり、どちらの方式を選択してもよいことになっています。また消費税の課税方式として原則課税・簡易課税制度・2割特例があり、令和5年10月1日からのインボイス制度の導入に対応するため、**簡易課税制度又は2割特例の適用事業者で税抜経理を選択**している場合について、消費税経理通達が改正されました。

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入され、インボイス制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れのように適格請求書等の記載事項に基づき計算した金額がない課税仕入れについても、従前の仕入税額相当額の一定割合(80%控除・50%控除)を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。

税抜経理方式を適用している簡易課税制度適用事業者又は2割特例適用事業者が課税仕入れを行った場合に、その取引相手が、適格請求書発行事業者か適格請求書発行事業者以外の者かを厳密に区分する事務負担を軽減する観点から、簡易課税制度を適用している課税期間を含む事業年度における**継続適用を条件**として、適格請求書等の記載事項に基づき計算した金額の有無にかかわらず**全ての課税仕入れについて、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となるものは108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合にはその処理も認められることとされました。**

この他、インボイスの保存のない課税仕入れについて、80%(50%)の経過措置を適用せず仮払消費税等として一切計上しない、という選択肢が与えられていますので、税抜経理方式を適用する場合には、計算方式の選択次第で、仮払消費税等の計上の選択が増え、さらに申告調整や交際費等や控除対象外消費税などへの影響にも留意する必要があります。



国税庁 消費税経理通達関係Q&A(令和3年2月)(令和5年12月改訂)